

3 地域資源を活用した都市農村交流による活性化と農村環境の保全・活用

(1) 豊かな地域資源の活用促進

農村地域には、豊かな自然や農業の営みの中で醸成された文化や農村風景、さらには、地域の特色ある農産物や郷土料理、農産物直売所や農村レストランをはじめとする都市農村交流施設等、多様な資源が豊富にあります。

そこで、これら農村の地域資源を活かすとともに、それを活用する人材の育成を図り、多くの人を呼び込み、活力ある農村づくりを推進します。

○都市農村交流施設の整備支援・運営体制の強化

拠点となる施設等の整備支援や施設運営の助言・指導などの支援を行いました。

・農産物直売所 232カ所 ・農村レストラン 74カ所

○「食の街道」づくり

「食」をテーマに、地域資源と連携した10の「食の街道」づくりを支援しました。

○とちぎのふるさと田園風景百選の認定

百年後にも誇れる継承すべき風景を認定し、地域づくりに向けた取り組みを展開しました。

・とちぎのふるさと田園風景百選認定地：102地域(H22)

○都市農村交流施設の魅力向上と食の回廊による情報発信

農産物直売所・農村レストラン等のサービス向上や「田園風景百選」認定地などの新たな資源を活用した、「食の街道」づくりを支援するとともに、「とちぎ食の回廊」として全国に情報発信します。

○地域リーダーの育成

地域づくりに向けた関係者の意識を高めるとともに、次世代の地域リーダーとなりうる人材の確保・育成を支援します。



消費者に喜ばれる品揃えの充実した農産物直売所



棚田を活用した交流活動（棚田オーナー制）

都市農村交流施設の魅力向上

- 顧客満足度(CS)の向上
- 法人化等の運営体制の強化

「とちぎ食の回廊」づくり

- 新たな資源の掘り起こし・活用
- 各「食の街道」の連携・情報発信の強化



○目標指標

- ・農産物直売所の法人化数
- ・「食の街道」モデル周遊コースの設定

平成21年度

15施設

14コース

平成27年度

29施設

41コース



○将来像

都市農村交流施設の運営体制や地域内のネットワークが強化されるとともに、それを活かす豊富な人材により都市と農村の交流がより活性化し、「とちぎ食の回廊」の知名度が高まり、活力あふれる農村地域が形成されています。

※「食の街道」づくりとは、その地域ならではの優れた「食」をテーマに、地域資源を組み合わせた地域づくりの取り組み。
 ※「とちぎ食の回廊」とは、各地の「食の街道」の情報を結び全国に発信することで、多くの人を本県に呼び込む取り組み。

H21まで

H27まで

将来像

(2) 地域の協働による豊かな農村環境の維持・保全

豊かな農村環境の維持保全に向けて、地域ぐるみや意欲ある企業・団体等の多様な主体の参画のもと、創意工夫のある継続的な保全活動を支援し、その充実を図ります。

また、中山間地域における農業生産活動の継続性の確保による農村の多面的機能の維持・保全に向けた取組を促進します。

H
21
まで

○中山間地域等における農地保全の取組への支援

中山間地域等直接支払制度を通じた、水路や農道の管理などの多様な取組を促進するとともに、とちぎ夢大地応援団など農地保全ボランティアにより、耕作放棄地の解消等、農村環境の保全に取り組みました。

- ・中山間地域等直接支払制度 協定面積 2,088ha
- ・とちぎ夢大地応援団受入地区数(H21) 13地区

○農地・水・環境の保全向上に向けた体制づくりの推進

多様な主体の参画による地域ぐるみの保全体制づくりを支援し、創意工夫のある共同活動により農地・水・農村環境の保全向上を促進しました。

- ・農地・水・環境保全向上対策 活動組織数 375組織

H
27
まで

○多様な主体の参画による地域資源保全活動の促進

地域ぐるみの保全活動や、企業・団体・大学等の多様な主体の参画による実践活動を支援します。

○企業等の参入による耕作放棄地の再生・利活用の推進

意欲的な企業等と受け入れ集落のマッチングを促進するとともに、簡易な整備を支援します。

○地域リーダーの育成と環境学習の推進

継続的な保全活動に向けた、地域リーダー等の資質向上や共同活動を通じた子ども達への環境学習を推進します。

生態系保全活動



生き物調査

企業等との連携活動



水路の堀ざらい

農地保全・景観形成活動



遊休農地の活用（菜の花の植栽）



水田魚道の設置

将来
像

○目標指標

- | | | |
|----------------------------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成27年度 |
| ・中山間集落と企業等との協働による保全活動実施地区数 | 7地区 | ⇒ 20地区 |
| ・とちぎ夢大地応援団の受入地区数 | 13地区 | ⇒ 20地区 |

○将来像

各地域で、特色を活かした創意工夫のある共同活動の継続により、耕作放棄地のない良好な景観や生物多様性が確保された豊かな農村環境が保たれ、それらを活用した農山村の活性化が図られています。

(3) 鳥獣害対策の推進

野生鳥獣による農作物被害の増加により、農業従事者の生産意欲が低下し、農地の遊休化・耕作放棄地化が進んでいます。被害を軽減するためには、地域ぐるみによる取組のほか、関係機関と連携した総合的な鳥獣害防止対策が必要です。

このため、農地周囲の環境整備や防護設備の設置、落下果実の放置防止対策など関係機関・組織と連携し、地域の有効な鳥獣害防止対策実施に向けて支援を行っていきます。

H21まで

○獣害から地域を守る対策の推進

住民参加型獣害防護対策実践モデル事業による現地診断の実践や防護柵の設置、また地域ぐるみの対策についての研修会等を開催しました。

・モデル事業実施地区数：13地区

H27まで

○地域住民参加による鳥獣害対策の実践

住民参加による鳥獣害防止対策を進めるため、市町や関係機関の連携を強化し、地域に応じた対策を実践できるよう支援します。

○人材の育成・活用の推進

宇都宮大学農学部附属里山科学センターと連携し、鳥獣管理士の育成を図るとともに、鳥獣管理士が地域で活動できる体制づくりを構築します。

○獣類の有効活用

捕獲した獣類等について、食肉や食肉加工品等として有効活用できるよう支援します。



住民参加による現地診断



イノシシ防護柵の設置

将来像

○目標指標

・鳥獣被害防止計画策定市町数

平成21年度

16市町

平成27年度

19市町



○将来像

野生鳥獣による農作物被害が軽減し、農業従事者の生産意欲が向上することで、農地の活用及び維持・保全が図られています。

(4) 再生可能エネルギー利活用の促進

地球温暖化抑制や循環型社会の形成に向け、農業用水を利活用した小水力発電など再生可能エネルギーの有効活用、有機性資源(バイオマス)の飼料化など地域資源の利活用に向けた取組を支援します。

H21まで

- バイオマスの総合的な利活用に向けた計画の策定
バイオマスタウン構想の策定を支援しました。
・バイオマスタウン構想策定市町数 5市町
- バイオマス変換・利活用施設の整備
家畜排せつ物や食品廃棄物を利用したバイオガス利用実証施設やバイオディーゼル燃料の施設等の整備を支援し、エネルギー利用を推進しました。
・バイオマスエネルギー変換施設設置数 7カ所
- 再生可能な地域資源の保全・利活用の促進
廃棄物系バイオマスの堆肥化施設整備による利用促進を支援しました。
・広域堆肥化施設設置数 5カ所

○農業用施設等への再生可能エネルギー供給施設の設置促進

小水力や太陽光発電など、農業用施設等への再生可能エネルギー供給施設の導入を促進します。

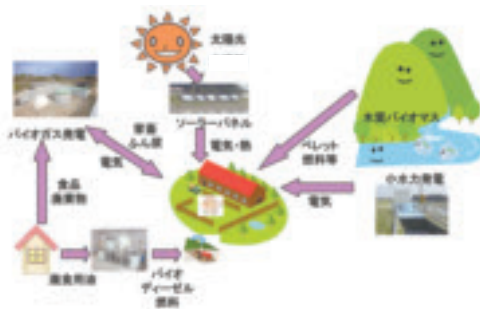
○[※]スマートビレッジ構築に向けた検討

小水力など農山村地域に豊富に賦存する再生可能エネルギーを地域内で効果的に利活用するスマートビレッジ構築に向けた総合的な検討・研究を行います。

○バイオマス利活用の促進

「栃木県バイオマス活用推進計画」を踏まえ、各市町とバイオマス活用の情報共有を図るとともに、各地域の特性に応じたバイオマス利活用の取組を支援します。

再生可能エネルギー利活用イメージ図



H27まで



農業用水路を利用した小水力発電施設(那須塩原市)

○目標指標

・再生可能エネルギーの変換施設数(出力ワット数)

平成21年度	平成27年度
8施設 (1,020kw)	16施設 (2,000kw)

○将来像

農山村地域では、バイオマスの循環利用が図られるとともに、農業用水や太陽光など豊富に存在する再生可能エネルギーを地域特性に応じて電力や熱等へ変換し、農業や農村生活への利用によるスマートビレッジが構築され、農山村の活性化が図られています。

※「スマートビレッジ」とは、地域に豊富にある再生可能エネルギーを地域の特性に応じて電力や熱等に変換し、活性化が図られている農山村地域のこと。

将来像

(5) 生物多様性の確保の推進

※エコ農業を推進するため、水田や水路の生態系に配慮した農業農村整備を行うことで農村の生物多様性を確保していきます。

H21まで

○多様な生物が生息可能な農村空間の整備

農業農村整備事業により、農村地域の生産基盤を整備するとともに、魚道や生態系保全地等を整備することにより生物の生息・生育環境を確保しました。

・生態系に配慮した整備を実施した地区数 94地区

H27まで

○生態系に配慮した水利施設等の工法の検証

生態系に配慮した水利施設等について、工事前後での生態系の変化などを総合的に検証・評価し、補完的対策や改良の検討を行うとともに、生態系に配慮されなかった水利施設等の改善方法についても検討します。



生態系に配慮した工法を取り入れた水路

○生態系に配慮した農業農村整備への理解促進と整備の推進

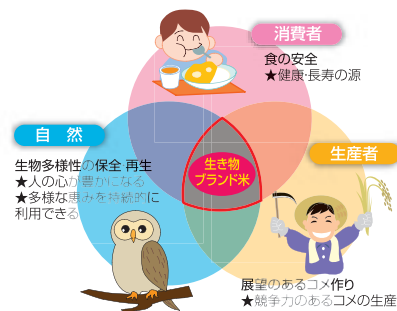
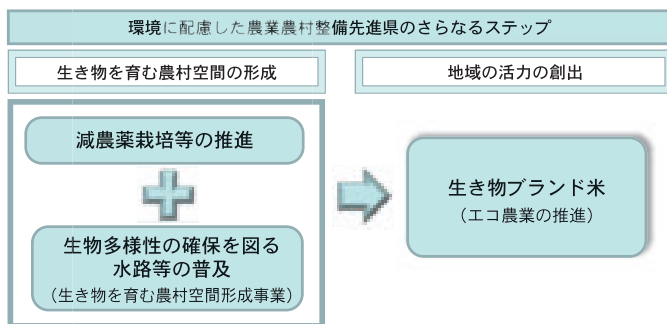
生態系に配慮した農業農村の整備について、農業者や消費者の理解促進を図るとともに、整備を推進します。



※
生き物を育む冬期湛水田

○多くの生き物を育む農地管理の推進

減農薬栽培等の取組と連携し、生き物を育む農村空間の形成に向けた冬期湛水田等の取組を推進していきます。



○目標指標

・生態系に配慮した整備や保全を行う地区数

平成21年度

94地区

平成27年度

118地区

○将来像

農村の生態系に配慮した積極的な取組により、生き物を育む水田が広がり、そこで生産される農産物を「生き物ブランド」とする地域が増えています。これにより、生産者による意欲ある米づくりが行われるとともに、消費者の食の安全への関心が高まり、環境への意識向上や都市と農村の交流へとつながっています。

※「エコ農業」とは、従来の環境保全型農業に、「生物多様性の確保」や「CO₂の排出量削減」の取組を加えた農業のこと。

※「生物多様性」とは、あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態のこと。

※「冬期湛水田」は冬期も水を張っている水田のこと。

将来像